

地 甲達第 59 号
県相甲達第 85 号
生企甲達第 73 号
少年甲達第 21 号
捜一甲達第 49 号
組対甲達第 21 号

平成21年 7月24日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	160	10年
---	----	----	----	-----	-----

石 川 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等に対する110番支援システムの運用について（通達）

ストーカー・DV、児童虐待等、その行為が次第にエスカレートし、殺人や傷害等の凶悪事件に発展するおそれがある事案の被害者から110番通報があった場合に、迅速な現場臨場と的確な安全対策に資する目的で犯罪被害者等に対する110番支援システム（以下「システム」という。）を運用し、下記の要領で実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

記

1 システムの目的

ストーカー・DV事案の被害者及びその他の犯罪被害者（以下「被害者等」という。）に関する情報をシステムに登録することによって、その者からの110番通報に対する迅速的確な対応を図り、もって被害者等の生命、身体等に対する被害を防止することを目的とする。

2 運用開始年月日

平成21年 7月24日

3 システムの概要

被害者等の住居、氏名、電話番号等を通信指令室のシステムに登録し、登録された電話番号から110番通報がなされた場合、関係警察署等に対し、指令等により登録された被害者情報を提供する。（別添「被害者等110番支援システム概要」のとおり。）

4 登録対象者

登録対象者は、警察署長が、被害者等のうち生命、身体等に対する被害を受けるおそれがあり、システムへの登録を必要と認めた者とする。

5 登録情報

登録情報は、被害者等が作成した登録要請書（別記様式第1号）に記載された事項とする。

6 登録期間等

(1) 登録期間

登録日から6か月間

(2) 更新

被害者等の登録更新の意思を確認後、必要に応じて更新するものとする。

7 登録等の手続

(1) システム概要の教示

警察署長は、システムへの登録が必要と認められる被害者等から相談を受理した場合において、被害者等にシステム概要を教示し、登録の意向を確認すること。ただし、児童虐待の場合などで被害者の登録の意向を確認できない場合は、警察署長と警察本部担当課長が協議することとする。

(2) 登録要請書の受理及び管理

被害者等が被害を受けるおそれがある住居、避難先又は勤務先を管轄する警察署長は、被害者等が作成した登録要請書を受理し、登録管理簿（別記様式第2号）により管理するとともに関係警察署等に必要な情報を提供するなど、緊密な連携を図ること。

(3) 登録依頼

ア 登録要請書を受理した警察署長は、登録依頼書（別記様式第3号）に登録要請書（写し）を添付の上、警察本部担当課長（以下「担当課長」という。）へ速やかに送付して、システムへの登録を協議するものとする。

イ 担当課長は、前記アの協議の結果により登録する場合は、生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）に登録依頼書（写し）を送付し、システムへの登録を依頼するとともに、登録管理簿に登録依頼書を編冊し、登録状況を明確にしておくものとする。

ウ 地域課長は、担当課長の依頼により、登録情報をシステムに登録するものとする。

(4) 変更、更新、解除手続

登録内容を変更する場合及び被害者等から登録の更新又は解除の要請を受理し、相当と認めた場合は、速やかに前記（3）に準じた手続を行うこと。

8 留意事項

(1) 被害者等に対する指導

登録した被害者等に対しては、システムの概要及び趣旨等を説明の上、登録要請書記載の注意事項を十分に指導すること。

(2) 職員に対する周知徹底

システムの目的、概要、留意事項等について指導教養を行うとともに、被害者等の登録を行った場合は、関係職員（当直員、地域課員等）に対し、事案の概要等の周知徹底を図ること。

(3) 速やかな登録等手続

システムへの登録、変更、更新、解除等の手続は、無用なトラブルを防止する

ためにも、速やかに行い、要請から登録等までの間隙を生じさせないように配慮すること。

(4) 登録情報の管理及び保秘

登録管理簿は部外者の目に触れないよう適切に保管・管理すること。

また、加害者等に対し、システムへの登録事実や被害者情報を告知するなど不用意な言動は厳に慎むこと。

(通信指令室長 3620)